

社会福祉法人北栄町社会福祉協議会行動計画 及び女性活躍行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年11月1日～令和4年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：両立支援制度をより利用しやすくするための周知や利用促進を図る

<対策>

- 令和元年期初月～ 育児・介護に関する規則の職員への周知
- 令和元年11月～ 産前産後休業や育児休業給付、育児中の社会保障免除などの制度の周知や情報提供を行う
- 令和2年4月～ 育児・介護休業中の代替職員の確保や業務体制の見直しを図る
- 令和2年4月～ 男性の両立支援利用を促進する

目標2：期間雇用者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和元年期初月～ 時季を指定した5日の年次有給休暇取得規定の制度導入と職員へ周知する
- 令和元年11月～令和元年度次有給休暇取得状況（個人毎）の確認を行い取得率の低い職員に対する取得奨励を行なう
- 令和2年3月～ 各部所において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和2年8月～ 年次有給休暇の計画的付与の検討